

船橋市

木造住宅耐震診断助成事業

のご案内



あなたの住まいは地震に耐えられますか？

住まいの健康診断をしましょう！

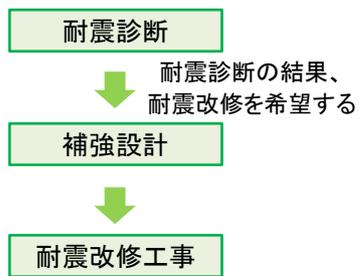
船橋市では、地震に強いまちづくりを進めるため、平成12年5月以前に新築された木造住宅の耐震診断を行う場合に、その費用の一部を助成します。

船橋市 建設局 建築部 建築指導課

1 耐震診断ってなに？

建物の図面や現地調査等から、地震に対する安全性を評価することです。建物の形状や壁の配置、劣化の状況等から算出され、木造の場合は上部構造評点という数値で結果が出ます。耐震改修工事を行う場合は、耐震診断とは別に「補強設計」を行う必要があります。

【耐震診断から耐震改修工事の流れ】



【木造住宅の評点と判定】

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い



2 助成金はいくらもらえるの？

耐震診断費の 2/3（上限 8 万円）を助成します。

3 どんな木造住宅が対象になるの？

平成 12 年 5 月以前に新築された 2 階建て以下の木造住宅です。

- ※ 建築基準法等に違反している住宅や過去に助成金等を利用したことがある住宅は対象外です。
- ※ 在来軸組工法で建築した一戸建てまたは併用住宅（住居部分が延べ面積の 1/2 以上）が対象です。梓組壁工法（2×4 工法）や丸太組構法等は対象になりません。

4 どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象となる木造住宅を所有し、かつ居住しており、市税の滞納がない方です。

5 耐震診断は誰がやってもいいの？

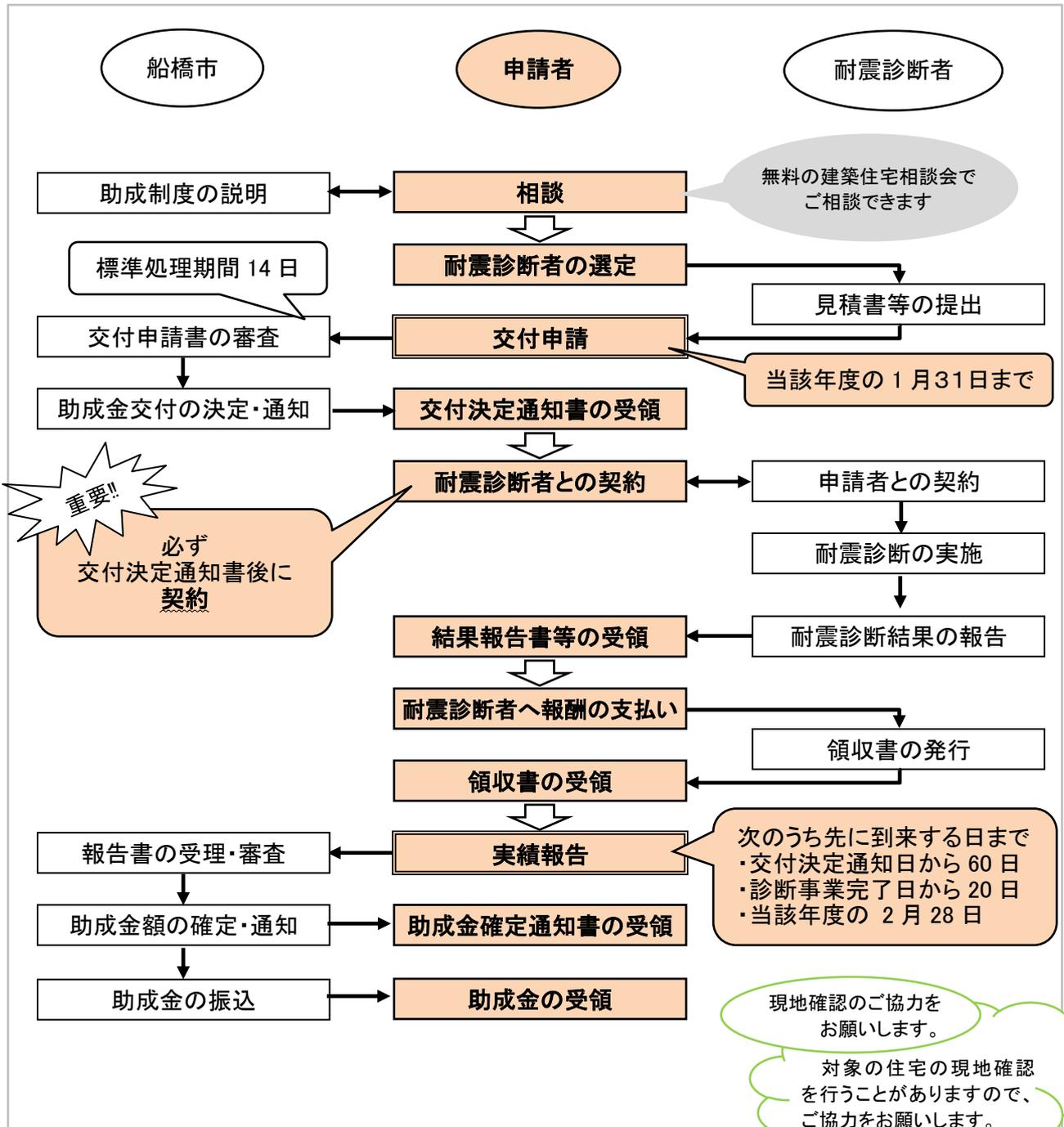
- ① （一社）千葉県建築士会船橋支部
 - ② （公社）千葉県建築士事務所協会船橋支部
- のいずれかに所属する建築士です。

※ ただし、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）等を修了した建築士。

6 手続きの流れは？

次の図をご覧ください。

※ 契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に契約を締結したときは、助成金を交付できません。



手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出してください。

時期	提出書類
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)
	② 申請者の住民票(申請日から3か月以内のもの)
	③ 住宅の登記事項証明書(申請日から3か月以内のもの)
	④ 耐震診断の見積書(写し可)
	⑤ 住宅の建築基準法第6条第1項による確認済証の写しまたは建築年月日が確認できる書類
	⑥ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))
	⑦ 相手方登録申請書(市指定書式)
	※ 上記の②と③の代わりに、申請する年度の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書と課税明細書の写しとすることもできます。
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)
	② 耐震診断結果報告書
	③ 耐震診断の契約書の写し
	④ 耐震診断の領収書の写し
	⑤ 耐震診断の結果が確認できる写真

※ 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

※ 要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

申請方法の詳細や不明な点がある方は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 船橋市役所 建設局建築部建築指導課 耐震係

電話番号 047-436-2632

ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp> (以下コードからもご覧頂けます)

🔍 キーワードで検索する

木造住宅 耐震診断

検索



※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

(令和7年4月改訂)